

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の概要

1 概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われているところであり、今般、手数料の標準額の見直しを行い、以下の改正を行うもの。

2 改正内容

事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改定を行う。

具体的な改正の内容は別表のとおり。

3 スケジュール

閣議日 令和 4 年 1 月 21 日

施行日 令和 4 年 4 月 1 日

(別表)

事務名	現行金額 (円)	見直し後金額 (円)
○行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）関係		
行政書士法第三条第二項の規定に基づく行政書士試験の施行	7,000	10,400
○高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）関係		
高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,300	11,600
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	8,800	11,100
同 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,700	10,300
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	8,200	9,800
同 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,300	11,600
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	8,800	11,100
同 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,300	11,600
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	8,800	11,100
同 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,700	10,300
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	8,200	9,800
高圧ガス保安法第三十一条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,900	9,000
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	7,400	8,500
同 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,200	7,200
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	5,700	6,700
○宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）関係		
宅地建物取引業法第十六条第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	7,000	8,200
○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）関係		
銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定に基づく許可証の書換え	1,800	1,600

○電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）関係		
電気工事士法施行令第五条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	2,100	2,700
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）関係		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合	110,000	98,000
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	17,000	15,000
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	21,400	23,200
上記試験において、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	20,900	22,700